

改正

平成18年12月19日条例第61号
平成20年3月21日条例第15号
平成21年7月10日条例第54号
平成26年10月10日条例第83号
平成27年3月20日条例第9号
平成27年7月14日条例第43号
平成27年7月14日条例第46号
平成28年3月22日条例第17号

住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務に関する事項、同条第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関及び事務に関する事項、同項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事項、法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会に関する事項その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報を利用することができる事務)

第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)

第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関は、別表第2の左欄に掲げる執行機関とし、同項に規定する条例で定める事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる事務とする。

(本人確認情報の提供方法)

第4条 法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて知事以外の県の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(審議会)

第5条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、山形県個人情報保護運営審議会とする。

(本人確認情報の開示に係る手数料)

第6条 県は、法第30条の32第2項の規定により書面の交付による本人確認情報の開示を受ける者から、交付する書面の枚数1枚につき10円の手数料を徴収する。

2 既に納められた前項の手数料は、還付しない。ただし、知事は、手数料を納付した者が、その者の責めに帰すことができない理由により、前項の本人確認情報の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

附 則（平成18年12月19日条例第61号）

1 この条例は、平成18年12月27日から施行する。

2 この条例の施行の際現に山形県本人確認情報保護審議会に諮問されている事項については、山形県個人情報保護運営審議会に諮問されているものとみなす。

附 則（平成20年3月21日条例第15号）

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年7月10日条例第54号）

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成26年10月10日条例第83号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月20日条例第 9 号）

この条例は、平成27年 5 月29日から施行する。

附 則（平成27年 7 月14日条例第43号）

この条例は、平成27年10月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 7 月14日条例第46号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月22日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による開発行為の許可、開発行為の許可を受けた開発区域以外の区域内における建築等の許可又は開発行為の許可に基づく地位の承継の承認に関する事務であって規則で定めるもの
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定による鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等の許可、指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可若しくは特定猟具使用制限区域内における鳥獣の捕獲等の承認又は同法に規定する狩猟免許若しくは狩猟者登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 健康増進法（平成14年法律第103号）の規定による生活習慣病の発生の状況の把握に関する事務であって規則で定めるもの
- 県吏員の恩給等に関する条例（昭和27年 3 月県条例第 1 号）の規定による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）の規定による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）の規定による屋外広告業の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年 7 月県条例第25号）の規定による浄化槽保守点検業の登録に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2

執行機関	事務
教育委員会	1 山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年 3 月県条例第18号）の規定による授業料又は受講料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	2 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年12月県条例第67号）の規定による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
	3 山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年 3 月県条例第30号）の規定による奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
選挙管理委員会	1 漁業法（昭和24年法律第267号）の規定による海区漁業調整委員会の委員の候補者の届出に関する事務であって規則で定めるもの
	2 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による公職の候補者の届出に関する事務であって規則で定めるもの
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの